

愛媛県難病医療連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 難病医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）や保健・福祉機関などの連携協力関係の構築を図るため、愛媛県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、保健師等の資格を有する難病医療専門員を原則として1名配置し、愛媛県難病医療等ネットワーク整備事業実施要綱第4条第3項第2号の規定による事業を行う。

(構成)

第3条 協議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 拠点病院等関係者
- (2) その他医療、保健、福祉等関係者
- (3) 患者団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) その他知事が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことが出来ない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康衛生局健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。